

(13) 研究LAN学生利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）研究LANの学生等の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 研究LANは、授業、卒業研究、専攻科特別研究、自主学習等に利用する。

(学生ユーザ)

第3条 研究LANを利用できる者（以下「学生ユーザ」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本校に在籍する学生
- (2) その他情報センター管理運営会議（以下「管理運営会議」という。）が認めた者

(利用形態)

第4条 研究LANの利用形態は、次のとおりとする。

- (1) 機器の利用：本校が研究LANに設置・接続した機器からネットワークを利用する。
- (2) 情報コンセントの利用：研究LANに設置された情報コンセントに個人が所有する機器を接続し、ネットワークを利用する。
- (3) 無線LANの利用：研究LANに設置された無線LANアクセスポイントに個人が所有する機器を接続し、ネットワークを利用する。

(機器の利用)

第5条 情報センター長（以下「センター長」という。）は、前条第1号に規定する利用形態の場合で次の各号の一に該当するときは、研究LANの利用を許可する。

- (1) 学科第1学年の情報系授業におけるネットワーク利用指導を完了したとき
- (2) ネットワーク利用講習会受講を完了したとき
- (3) 管理運営会議が正しいネットワーク利用技能があると認めたとき

(情報コンセントと無線LANの利用)

第6条 第4条第2号または第4条第3号に規定する利用形態の場合は、学生ユーザは利用申請書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

(利用期間)

第7条 学生ユーザが利用できる期間は、次のとおりとする。

- (1) 在学期間内
 - (2) 第3条第2号に規定された者については、管理運営会議が定めた期間内
- 2 利用期間が満了した学生ユーザの有する利用ファイル及び領域等は、削除できるものとする。

(利用範囲)

第8条 学生ユーザが受けることのできるサービスは、電子メール、WWW及び本校が設置したコンピュータ上の種々のソフトウェアとする。

(ファイルのバックアップ)

第9条 ネットワークを利用する学生ユーザは、自己責任において利用ファイルのバックアップを行うものとする。

2 管理運営会議及び情報センターは、学生ユーザがネットワーク内に有する利用ファイルの破壊・喪失等については一切の責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第10条 研究LANの利用に当たって、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) アカウントを第三者へ譲渡、又は貸与する行為
- (2) パスワードを第三者へ開示する行為
- (3) 他者のプライバシーを侵害する行為
- (4) 他者に対する誹謗・中傷など人権を侵害する行為
- (5) 他者の著作権及び特許権等の知的財産権を侵害する行為
- (6) ネットワークを営利目的で使用する行為
- (7) ネットワークの運用に支障を及ぼす行為
- (8) 情報ネットワークシステムの不正な利用又はそれを助ける行為
- (9) 他者のプログラムやデータ等を改変又は破壊する行為
- (10) コンピュータ及びネットワーク資源を不当に占有又は浪費する行為
- (11) 情報ネットワークシステム及び機器を故意に損壊又はこれにつながる行為
- (12) 本校又は他者に損害及び不当な不利益を与える行為

- (13) 許可なく学生が研究LAN以外の学内ネットワークを使用する行為
- (14) 学内だけに開示されている情報を学外に持ち出す行為
- (15) その他法令及び公序良俗に反する行為

(届出義務)

第11条 学生ユーザは、アカウント若しくはパスワードが不正に使用された場合又は前条の禁止行為を知見した場合は、速やかにセンター長に届け出るものとする。

(調査及び罰則)

第12条 管理運営会議は、第10条の禁止行為が発生し、又は発生する恐れがある場合は、これを調査することができる。この場合においては、調査のために一時的に当該利用者の利用を停止することができる。

2 管理運営会議は、調査の結果、第10条の禁止行為が認められた場合、利用者に対して、注意、関連ファイルの削除、利用の停止又は取り消しの処分を行うことができる。

3 学生ユーザは、第10条の禁止行為が社会的に重大な問題を引き起こした場合、本校学則に則して処分されることがある。

(責任)

第13条 学生ユーザは、故意又は重大な過失によりネットワーク施設設備を破壊又は運用停止させた場合は、その責任を負うものとする。

(雑則)

第14条 この内規に定めのない事項は、本校の情報セキュリティポリシーに照らし、管理運営会議の議を経て、センター長が定める。

附 則 (平成 16. 1. 14)

- 1 この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 LAN 学生使用内規（平成 13 年 3 月 7 日制定）は、廃止

附 則 (平成 17. 7. 27)

- 3 この内規は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23. 10. 25)

- 4 この内規は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。